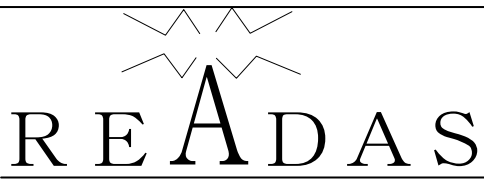


第 4500 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月 7日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇧ 絵画と減価償却

Q：当社ではこのたび、絵画を購入しました。この絵画は減価償却資産として償却していくのでしょうか？

A：時の経過に伴い価値が減価しないと認められる一定のものは、減価償却資産に該当せず償却をすることはしません。

【解説】

法人税では、書画骨董のようなもので、時の経過に伴い価値が減少しないものは、減価償却資産に該当しないこととされています。

ただし、書画骨董といっても、複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは、時の経過に伴い価値が減少すると認められますので、減価償却資産として取り扱われます。

なお、減価償却資産に該当しない書画骨董とは、次のようなものをいいます。

ただし、書画骨董に該当するかどうかは明らかでない美術品等については、その取得価額が1点20万円（絵画にあっては、号2万円）未満であれば、減価償却資産として取り扱うことができますこととしています。

- ①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ②美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

